

「霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」(環境省告示)意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. 意見募集の概要

「霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

募集期間

平成24年1月30日(月)～2月28日(火)

意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 提出された意見数 0件

3. 今後の予定

平成24年3月 官報告示